

○EDINETタクソノミの概要説明 新旧対照表

新	旧
2-5 詳細タグ付けの範囲及び方針 (略) 2-5-2 開示府令 (略) 2-5-2-2 従業員の状況(※) (略) 人的資本の多様性に関する指標の開示については、提出会社及び連結子会社の会社名、管理職に占める女性労働者の割合、<u>男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異が詳細タグ付け対象です。なお、連結ベースの場合には、詳細タグ付けの対象外となります。男性労働者の育児休業取得率について、雇用管理区分ごとに開示しない場合には、「全労働者」要素でタグ付けします。「パート・有期労働者」等の非正規雇用労働者については、「非正規雇用労働者」要素でタグ付けします。</u> 提出会社の男性労働者の育児休業取得率については、育児休業取得率の算出式が準拠する法令に合わせて要素を選択してください。<u>連結子会社の開示については、準拠法令の記載のない詳細タグを選択してください。</u> (略) 2-5-2-15 役員の状況(※) 役員の男女別の人数及び女性の比率並びに役員ごとの役職名、氏名、生年月日、略歴、任期及び所有株式数が詳細タグ付け対象です。<u>表のセル中の記載内容をタグ付けしてください。なお、付記事項がある場合は、所有株式数を除きタグ付け範囲に含めてください。</u>表のセル中の記載内容が参照情報のみ（例えば、任期欄の「(注) 1」、略歴欄の「(1) 取締役の状況参照）」である場合も、表のセル中の記載内容をタグ付けしてください（参照先が脚注の場合は、別途脚注としてタグ付けします。）。 (略) 総会前開示を行い株主総会議案に基づく情報を追加で記載している場合は、当該情報も詳細タグ付け対象です。「230000f 役員の状況（議案）」～「230000j 役員の状況（議案）」の拡張リンクロール中の要素を用いてください。 (略) <役員の所有株式数> 役員の所有株式数は、原則として普通株式とそれ以外の二種類の表示項目要素を使い分けてタグ付けしてください。普通株式以外の場合、種類株式の名称について表示とラベルとが不一致になりますが、差し支えないものとします（「図表 2-5-3 株式種類への対応方法」を参照してください。）。 また、<u>現在所有株式数に加え、将来所有予定株式数を開示している場合には、上記の表示項目要素とは使い分けてタグ付けしてください。</u> (略)	2-5 詳細タグ付けの範囲及び方針 (略) 2-5-2 開示府令 (略) 2-5-2-2 従業員の状況(※) (略) 人的資本の多様性に関する指標の開示については、提出会社及び連結子会社の会社名、管理職に占める女性労働者の割合、<u>男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異が詳細タグ付け対象です。男性労働者の育児休業取得率について、雇用管理区分ごとに開示しない場合には、「全労働者」要素でタグ付けします。「パート・有期労働者」等の非正規雇用労働者については、「非正規雇用労働者」要素でタグ付けします。</u> 提出会社の男性労働者の育児休業取得率については、育児休業取得率の算出式が準拠する法令に合わせて要素を選択してください。<u>なお、連結子会社での開示は詳細タグ付け対象外です。</u> (略) 2-5-2-15 役員の状況(※) 役員の男女別の人数及び女性の比率並びに役員ごとの役職名、氏名、生年月日、略歴、任期及び所有株式数が詳細タグ付け対象です。<u>役員ごとの役職名、氏名、略歴及び任期については、表のセル中の記載内容をタグ付けしてください。付記事項がある場合は、タグ付け範囲に含めてください。</u>表のセル中の記載内容が参照情報のみ（例えば、任期欄の「(注) 1」、略歴欄の「(1) 取締役の状況参照）」である場合も、表のセル中の記載内容をタグ付けしてください（参照先が脚注の場合は、別途脚注としてタグ付けします。）。 (略) 株主総会議案に基づく情報を追加で記載している場合は、当該情報も詳細タグ付け対象です。「230000f 役員の状況（議案）」～「230000j 役員の状況（議案）」の拡張リンクロール中の要素を用いてください。 (略) <役員の所有株式数> 役員の所有株式数は、原則として普通株式とそれ以外の二種類の表示項目要素を使い分けてタグ付けしてください。普通株式以外の場合、種類株式の名称について表示とラベルとが不一致になりますが、差し支えないものとします（「図表 2-5-3 株式種類への対応方法」を参照してください。）。 (追加) (略)

新	旧
2-5-2-20 監査報告書 有価証券届出書（開示府令第二号の四様式及び第二号の七様式に限る。）又は有価証券報告書（開示府令第三号様式又は第四号様式に限る。）に添付する監査報告書について、次の事項を詳細タグ付けします。 ・ 監査法人（又は会計士事務所）の名称及び監査を担当した公認会計士の名称 ・ <u>〈財務諸表監査〉における監査意見</u> ・ 監査上の主要な検討事項（以下「KAM」という。）（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第4条第10項に基づきKAMを記載しない場合を除く。） （略） 半期報告書（開示府令第四号の三様式及び開示府令第五号様式に限る。）に添付する期中レビュー報告書及び中間監査報告書について、次の事項を詳細タグ付けします。<u>なお、有価証券届出書（開示府令第二号の四様式及び第二号の七様式に限る。）に半期報告書を掲載する場合の期中レビュー報告書及び中間監査報告書についても、同様に次の事項を詳細タグ付けします。</u> ・ 監査法人（又は会計士事務所）の名称及び監査を担当した公認会計士の名称 ・ <u>監査人の結論又は中間監査意見</u> （略） 2-5-3-6 損益計算書関係 注記事項の項番ごと（※）にそれぞれテキストブロックでタグ付けをし、更に次の（1）から（5）までの注記事項については、個々の金額をタグ付けします。これら以外の注記事項は、個々の金額のタグ付けはしません。 （1）顧客との契約から生じる収益の金額の注記 （2）棚卸資産の帳簿価額の切下げに関する注記 （3）主要な販売費及び一般管理費 （4）一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 <u>（5）国際最低課税額に対する法人税等</u> （略） （1）から（5）までを除く他の注記事項には、個々の金額のタグ付けはしません。	2-5-2-20 監査報告書 有価証券届出書（開示府令第二号の四様式及び第二号の七様式に限る。）又は有価証券報告書（開示府令第三号様式又は第四号様式に限る。）に添付する監査報告書について、次の事項を詳細タグ付けします。 ・ 監査法人（又は会計士事務所）の名称及び監査を担当した公認会計士の名称 （追加） ・ 監査上の主要な検討事項（以下「KAM」という。）（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第4条第10項に基づきKAMを記載しない場合を除く。） （略） 半期報告書（開示府令第四号の三様式及び開示府令第五号様式に限る。）に添付する期中レビュー報告書及び中間監査報告書について、次の事項を詳細タグ付けします。 （追加） ・ 監査法人（又は会計士事務所）の名称及び監査を担当した公認会計士の名称 （追加） （略） 2-5-3-6 損益計算書関係 注記事項の項番ごと（※）にそれぞれテキストブロックでタグ付けをし、更に次の（1）から（4）までの注記事項については、個々の金額をタグ付けします。これら以外の注記事項は、個々の金額のタグ付けはしません。 （1）顧客との契約から生じる収益の金額の注記 （2）棚卸資産の帳簿価額の切下げに関する注記 （3）主要な販売費及び一般管理費 （4）一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 （追加） （略） （1）から（4）までを除く他の注記事項には、個々の金額のタグ付けはしません。